

公益財団法人 日本自動車教育振興財団  
定 款

第1章 総 則

(名 称)

**第 1 条** この法人は、公益財団法人日本自動車教育振興財団と称する。

(事務所)

**第 2 条** この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

**第 3 条** この法人は、社会と自動車のより良い関係を形成するため、高等学校における自動車及び交通に関する教育への支援事業を行い、我が国の交通社会及び交通文化の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

**第 4 条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機材提供を中心とした自動車技術教育の支援事業。
- (2) 高等学校及び教諭を対象とした研修会の開催と講師派遣事業。
- (3) 国内外の交通実態に関する調査研究と情報提供事業。
- (4) 自動車教育の普及啓発事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

**第 5 条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 設立登記日以降に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

**第 6 条** 基本財産についてこの法人は、適切な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

**第 7 条** この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

**第 8 条** この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第 9 条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記入した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第 10 条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類及び監事の監査報告書については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則等)

**第 11 条** この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

## 第 4 章 評 議 員

(評議員の定数)

**第 12 条** この法人に評議員 18 名以上 30 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第 13 条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

**第14条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員または現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

**第15条** 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

## 第5章 評 議 員 会

（構 成）

**第16条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権 限）

**第17条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

**第 18 条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

**第 19 条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

**第 20 条** 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

**第 21 条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

**第 22 条** 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第 23 条** 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第 24 条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員 の 設置)

**第 25 条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上14名以内
  - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち3名以内を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

**第 26 条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、前項の決議によって、代表理事より理事長、副理事長もしくは専務理事を選任する。但し理事長及び専務理事は1名、副理事長は2名以内とする。
- 4 理事会は、第2項の決議によって、業務執行理事より常務理事を選任することができる。

(理事 の 職務 及び 権限)

**第 27 条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

**第 28 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

**第 29 条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠または増員として選任された理事の任期は、前任者または現任者の任期の満了する時までとする。また補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第 30 条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

**第 31 条** 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

(責任の免除又は限定)

**第 32 条** この法人は、役員「一般社団・財団法人法」第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(最高顧問)

**第 33 条** この法人に最高顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問は、学識経験者又はこの法人に対し、特に功労のあった者から、理事会において選任する。
- 3 最高顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 最高顧問は、次の職務を行う。
  - (1) 代表理事の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

## 第 7 章 理 事 会

(構成)

**第 34 条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

**第 35 条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止

(招 集)

**第 36 条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

**第 37 条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、理事長が欠席の場合又は理事改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(決 議)

**第 38 条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第 39 条** 前条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第 40 条** 理事又は監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 27 条第 3 項による報告は適用しない。

(議事録)

**第 41 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 事 務 局

(設置等)

**第 42 条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。



- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第9章 賛 助 会 員

(賛助会員)

**第 43 条** この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第 44 条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解 散)

**第 45 条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第 46 条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第 47 条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

**第 48 条** この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する交通毎日新聞に掲載する方法による。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げるものとする。

理事	青山 彰	長田利彦	川嶋 温	久米正一
	倉崎鷹治	小枝 至	下平 隆	張 富士夫
	名尾良泰	花田隆夫	半田勝男	宮寄拓郎
監事	岩武俊廣	軽部 博	栗山泰史	

- 4 この法人の最初の代表理事は小枝 至、張 富士夫及び倉崎鷹治とする。

- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井坂智夫	石井杉生	石附 弘	井卷久一
江頭敏明	大慈弥隆人	梶山省照	木村寛治
栗田博康	國分達夫	児玉正之	櫻田謙悟
佐藤昌之	新地秀一	杉浦精一	隅 修三
中谷良平	西脇尚澄	橋本 茂	益子 修
武藤孝弘			